

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

2026 月分年 6 月 30 日
九州西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
 - ① 安全基本方針
『輸送の安全はわが社の根幹』
 - ② 安全目標
『毎月事故発生件数 0 件を目標とする』
「荷主先・店所構内事故を前年度の 50%削減」
 - ③ 達成状況 2025 年度 (2026.3.31 現在)
35 事業所、乗務員 1,087 人に対する指導の実施
- 事故に関する統計 (自動車事故報告規則に規定する事故)
 - * 2025 年度 (0 件)
- 2025 年度の行政処分
 - * 年度中の行政処分はありませんでした
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置
 - ① ヒヤリハット情報収集活動
 - ② 点呼記録簿を使用した帰社点呼時、輪止め装着可否(振り返り)実施
 - ③ 全店安全講習会の実施
 - ④ 適性診断の運転特性を活用した事故防止の指導
 - ⑤ ドライブレコーダーを活用した教育(毎月)
 - ⑥ 事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開
 - ⑦ 「指導・監督の指針」に基づいた 12 項目の計画的な教育
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - * 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用
 - * 組織体制は、安全管理規程内に記載。
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
 - ① 新入ドライバー研修(毎月開催)
 - ② 再発防止研修(発生翌月開催)
 - ③ 未然防止教育(専任安全インストラクターによる添乗教育及び体験型教育)
 - ④ レベルアップ研修
 - (1)運行管理者研修(6 月開催)
 - (2)安全講習会(全店年 1 回以上開催)
 - (3)国交省主催の外部セミナー受講
- 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
 - ① 内部監査の実施状況 2025 年度 (2026.3.31 現在)
 - * 対象事業所 35 店所
 - ② 結果に対する措置
 - * 是正措置・予防措置の継続的改善の実施
- 安全統括管理者
常務執行役員 川野 謙二
- [安全管理規程](#)